

虎尾達哉著

『日本古代の参議制』

坂上康俊

一九八二年、「参議制の成立」を携えて学界に登場した著者の、これは初めての著書である。評者は著者と同歳であるが、正直言つて参議の研究が将来一書をなすほどの豊饒さを宿しているとは、当時、思いもしなかつた。不明といわれても仕方がない。著者はその後一貫して律令官僚制の研究に打ち込まれたが、当初からの主要テーマであつた参議制についての既発表論考を、再構成して纏めたのが本書である。その内容は左記の通り。

緒言

第一部 参議制の成立と展開

第一章 八世紀前半における参議の任用について

——参議制研究の史料の限界——

第二章 参議制の成立

——大夫制と令制四位——

第三章

初期参議の職掌について

——「歴史記」参議項「養老二年始宜論奏」管見——

第四章

「参議」号成立考

第五章 参議宣旨職論小考

——参議を宣旨職とする通説を疑ふ——

第六章 元慶六年七月一日式部省奏上について

——参議職事官化の実相——

第二部 参議制の周辺

第七章 冠位十二階と大化以降の諸冠位

——増田美子氏の新説をめぐつて——

第八章 冠位十二階と大化以降の諸冠位・再考

——増田美子氏の高批に接して——

第九章 知太政官事小考

第十章 国史管見二則

——書紀「三王以上」と続紀「降親王之礼」——

結論

本書については、既に佐藤長門・井上亘両氏による書評が、それぞれ『史学雑誌』一〇八編二号・『日本歴史』六一三号に寄せられているので、ここでは、なるべく両書評とは異なる論点を提供することに努めたい。なお紙幅が限られているので、本書の中心部分をなす第一部のみを取り上げることを、予めお断りしておく。

緒言においては、参議は議政官組織の末端に位置づけられながらも、元來名称すらなく、本官を持ちながら「朝政に参議する」という職能のみ付与されたもので、法制的には職事官となることは無かつたし、更に言えば官職ですらなかつたので、当然官位相当の規定も無かつたが、にも関わらず四位以上の帯位者から任用されるという原則があつたとし、このように参議は議政官組織に

おいて本質的に独自の存在であったが、次第に「参議以上」とか「公卿」とよばれる一体的な議政官組織の末席を占めてゆくのであって、かかる参議がいかにして成立し、またそれはいかにして一般議政官化してゆくのか、それが本書の基本視角であると宣言する（一一二頁）。つまり参議は結局は一般議政官にならないのであるが、限りなく一般議政官化していくのであって、本書はその紆余曲折を述べようとしているのである。旧氏族収容のための便法としての大宝二年における参議の成立、天平三年のその正官化という竹内理三説と、その枠組みに囚われた諸学説は、八世紀初頭の政治状況から参議の出現を説くもので、参議のもつ右記の特徴を説明できず、矮小化した議論に陥ってしまっている、とする問題提起はもつともである。この問題意識を前提にして、参議は「わが国における合議制の伝統を継承した恒久的な議政官制度」ではないか、「そのような律令制下に持ち込まれた前代の議政官制度がいかなる変容を遂げて「参議」号を獲得し、一般議政官化していったのか。そして、それにもかかわらず何故法制上ついに職事官化することなく終わったのか」（四頁）という問題設定がなされる。敢えて読み込めば、参議は、職事官ではないという点、及びそれに由来する諸事象を除けば、一般議政官と変わらなくなつたのである、ということらしい。そう読むことによつて、第一部の目次の流れが了解し易くなる。しかしその一方で、ここまでにも頻出している「一般議政官化」という表現に戸惑つてもしまふのである。「一般議政官」とは何か、そして果たして参議は、職事官ではないという点を除けば、「一般議政官」なるものの中に埋没してしまふのか。先の論旨にふれて、直ちにこの疑問

が湧いてくる。本書はこの評者の疑問に答えてくれるだろうか。以下、第一部の各章を、順を追つて読み進めていこう。

第一章では、延喜式諸本中に伝わる歴史記（弘仁二年撰述）参議項の、「参議五十九人」という数字を採り上げ、他の議政官の任命状況と歴史記の任官者数注記との対比より推して、この数字は天平宝字元年八月から同三年十二月を現在数とするものであることを確定し、続日本紀や公卿補任には記されていない参議任命者が二十名以上存在した筈であるという結論を導き出した。脱漏の原因は、主として続日本紀の複雑な編纂過程に求められ、歴史記の数字は信頼できるとしている。

この推断に対しては、補記一に記されているように、鎌田元一・吉川真司両氏から、五は単に三の誤写なのではないか、との指摘があつたという。著者としては、さしたる支証のない誤写は採らないとしているが、自説の足許をすくわれるような指摘をも補記しておく著者の研究者としての良心に敬服する。この問題については、既に佐藤長門氏による検討があり、氏は八・九世紀の議政官の任用者を数え上げ、奈良時代に参議のみが異様に多いのは納得できないとしている。他方井上亘氏は、「三十九人」なら同書の他の箇所のように「卅九人」とあつたはずだから、誤写説は支持しがたい旨述べているが、こちらはそもそも現存歴史記の転写過程において、問題の数字にどのような表記法がとられていたか知り得ない以上、説得力を欠く。結局誤写説に支証は無いが、さりとてこの数字に信憑性があるとする積極的な傍証も無い、というのが実情であろう。本書後論では、この数字が事実として歩き出し、続日本紀には見えないが参議の任命は中絶しておらず、

従つて初期参議は一時的便法・臨時的措置とは言えないとされているが(第二章四九、五三―五四頁、第三章一三五頁注38)、この論旨展開は万金とは言えまい。

第二章では、早くも大宝二(七〇二)年の段階で、本官を別に持ちながら、そのまま朝政に参議するという地位が設けられたのは何故か、という問題に関する竹内理三氏以来の学説を吟味・批判し、本官を持つ者に議政官の職能をも与えて朝政に参与せしめる制度は、大宝令制議政官組織と一体のものとして構想されたのであり、それ故に官職とは言えず、従つて令に規定されず、令外官でもなかつた、とする仮説を提示する。この仮説は、今日知られる限りの参議任用者の帯位は全て四位以上であり、かつ大半は四位であることから、大宝令制議政官は三位以上として定められ、全体として四位以上からなる一体的議政官が構想されていたのではないかと考えられること、及び唐においてわが参議と同様の地位が既に存在し、参議を含めた我國の議政官組織の在り方が既に唐制に存したることによつて検証されるという(五八頁)。

前者の検討の過程では、四位は五位よりも三位以上に相対的に近い階層であり、その意味で「四位以上」は一体的な階層であり、これは大宝令以前に、そして大化前代の大夫層にまで繋がること有力説される。かくして伝統的な階層としての「四位以上」の潜在こそが参議制成立の背景であり、かかる「四位以上」における「四位」こそが参議任用者の基盤であつて、実態上四位以上が一体的な階層として歴史的に存在したが故に、四位以上による議政官組織が構成されねばならなかつたのであるとする。後者については、大宝令制議政官が、直接的には七世紀末の唐の正宰相(三

品官たる中書令・侍中)にならつて三位以上に限定された時、唐の兼官宰相(同中書門下三品・同中書門下平章事)にならつて参議制度も構想されていたのであるとする(八五頁)。

評者には、一見明快に見える右の説明がどうしても理解できない。なぜならば前者の説明と後者の説明とが噛み合わないからである。慶雲二(七〇五)年に中納言が置かれたとき、その相当位は正四位上とされた。これは著者の四位以上は本来的に議政官の階層という主張と符合するようであるが、四位以上が議政官に相応しいという觀念が著者の主張するように強固なものであるならば、最初から四位の議政官を構想しておけばよいのである。なぜそうしなかつたのかという疑問に対して、唐で三品とされているのに拘束された、というのでは説明にならない。参議設置のわずか三年後には四位の議政官(中納言)を設けているのだから。そもそも唐制との比較について言えば、唐の宰相は、正宰相といえども、宰相としてではない、中書令・侍中固有の職務が別にある次に掲げる唐会要卷七四の天宝十一載十一月の記事は、変則的な事例であるがゆえに、かえつてその間の事情が分かりやすい。

楊国忠為_三右相兼吏部尚書、奏請_二兩京選人、銓日便定_一留放_二無_三長名_一於_二宅中_一引注。(中略) 国忠注官、呼_二左相陳希烈_一於坐隅_二給事中列_一於前_一曰、既对注擬、即是過_二門下_一了。

ここでは、右相(中書令)兼吏部尚書楊国忠が、自宅に選人(任官希望者)を呼び、吏部尚書として注擬し、眼前に左相(侍中)と給事中を呼びつけて「過門下了」としている。ここで呼びつけられた侍中陳希烈は、門下省の長官として、尚書省吏部から上申されてきた奏授の擬官を審査するという、侍中固有の職務を

果たしているわけで、日本の中納言以上のように、特に兼官していなければ、国政を議する以外に固有の職務を殆ど考えなくとも良いのとは異なる。執務の態様から言えば、いわゆる正宰相と兼官宰相とは同じなのである。日本の令制議政官を、議政専任の太政官の官として令に規定したときに、中国の正宰相とは在り方が異なってしまうのであって、唐の正宰相が三品であることに、日本の議政官の相当位が拘束された、とされる点は疑問である。前者の説明が強調されればされるほど、問題は四位の議政官を設けることで解決するのが最も理解し易いことになり、かつ中納言の設置に明らかかなように、実際そうして解決されたと言うことができるのである。

更に大きな問題は、何故唐と同様の兼官宰相を設定しなくてはならなかったのか、という問題に関して、著者が解答を用意していないことであろう。この解答を求めだすと、帯位や経験その他の問題があつて、直ちに大納言（後には中納言）以上には任じられないが、大納言以上（中納言以上）の議政の場に参加させるのに適当な人がいる場合に、その人を抽出して指名するという、唐の兼官宰相と同じく臨機応変に対応できる地位を日本でも設けたのだということだけで、十分に参議の成立が説明できてしまうのではあるまいか。その際四位の人が任じられることが多いのは、三位以上の多くが既に議政官になっているから自ずからそうなる、という以上の説明は要らないのではないだろうか。

著者の主張するように、参議は唐の兼官宰相を模して設けられたものであると考えると良からう。そういう地位を設けるということについては、大宝令の施行当初から、議政官の組織の在り方と

して構想されていたことも十分に想定されよう。その意味で参議は、著者の主張するように制度的な存在であると考えて良からう。しかしそのことを証明するのに、史上に見えない参議任命者を想定したり、参議任命者が四位以上であることを強調する必要があるのだろうか。また論証を十分に支えていると言えるのだろうか。念の為に第四章との関連で付言しておくが、評者は大化前後の大夫と令制の納言・参議とが一面で持つ連続性を否定しようとするものではない。ただ、帯位を重視する必要性を認めないし、帯位の連続・非連続が重要な論点になると考える必要はない、と評しているのである。

第三章では、「歴運記」参議項に記された「養老二年始宜論奏」の意義について論じている。即ち、これ以前の参議には、中納言以上のように論奏に署名する権利がなかったが、これ以降は中納言以上と同様に論奏に署名するようになり、その意味で議政官としての確かな一歩が踏み出され、参議にも大・中納言と同様に敷奏・宣旨の職務が附加されたと考えられること、養老二年は、養老令編纂事業の大きな画期をなす年であり、参議の論奏署名参加は、これと密接に絡んだ措置と考えられること、早川庄八説に依れば、養老公式令に論奏という形式で天皇に奏上せよと規定されている事項（以下、論奏事項とする）には、大宝令での規定とは異なつて、唐では王言の一種である発日勅を以て皇帝が命令することに依つて、唐では王言の一種である発日勅事項とする）が新たに附加され、議政官の提議案件が拡大されているが、参議の論奏署名参加は、こういった太政官機能の円滑化・充実化の一環と考えられること、おおよそ以上のように纏められ、極めて良くでき

た三題漸の観を呈する。

この論旨展開の中で、弘仁格抄に基づいて、増減官員が養老令の施行以前の天平二年に論奏で実現されていることを指摘した点は、かつて森田悌氏が、続日本紀に基づいて、廢置國郡に該当する出羽國建置が、養老令の施行以前の和銅五年に論奏で実現されていることを推定された（『大政官制度と摂政・関白』、『平安時代政治史研究』所収）のよりは、史料の性格からみて格段に精度の高い論定で、養老公式令の論奏事項のうち、唐の発日勅事項に由来するものの少なくとも一部は、養老令施行以前に論奏事項と見なされていたことは確実になったと言えよう。

さて以上の主張に対しては、以下のような疑問点が挙げられる。第一に、参議が論奏に署名することは、部分的にもせよ大・中納言の職掌の奏・宣の権能を得たことと理解できるかどうか。この点は井上亘氏も指摘されているように、頗る疑問である。職員令で納言に持たされている奏・宣の職掌は、論奏式等に規定されている奏官という立場と対応しているのであって、主として天皇と太政官とのやり取りに限定される職務と考えるべきであろう。この権能は、従って令規定上は大臣にも無い。こう理解しなければ、論奏の署名の筆頭が太政大臣以下の大臣でありながら、大臣の職掌に奏・宣が規定されていないことが説明できなくなる。公式令の論奏の様式規定と、職員令の職掌規定とを枠組みとして見たときの参議の署名の位置づけは、まさに論奏に署名できる、という以上のものではない。百官あるいは喪家に対して宣することは、大納言の職掌たる「宣旨」とは、直接の関係がないとするべきであろう。養老二年を期して、参議に「敷奏」ひいては「宣旨」の

権能が付与されたとする理解には同意しがたい。なお、注40において拙稿を批判されているが、これはもつともな批判であり、拙論は再検討を余儀なくされたことを認める。

論旨に対する第二の疑問は、大宝令と養老令との間に、論奏事項を巡って大きな違いがあったとする、早川庄八説自体が認められるかどうかに関わる。早川説は、大宝令の論奏事項は、主として唐の奏抄式を継受し、一部分発日勅を勘案して作られていたが、養老令では唐の発日勅事項四つを新たに付け加えたとするものである。しかし大宝令の論奏事項の中には、「勅授外応授五位以上」（大宝令文として復原可能なのは「授五位以上」に限られるが、恐らくそれ以外の字句も養老令と違いあるまい）である。これも実行手続きを考慮せずに規定されたものである。なぜならそもそも勅授外なのであるから、この規定に則って五位以上を授ける際に勅授位記式を用いることはできず、さりとて六位以下用の奏授位記式を用いる訳にもいかないからである。実際論奏で五位以上が授けられた例は史上に見えない。この不思議な規定は、唐の勅授に由来すると考えれば、簡単に説明できる。勅授、即ち発日勅を以てする任官の対象は、早川氏の依拠する唐六典では単に「授六品以下官」とされているが、もともとは通典卷十五に「六品以下守五品以上、及視五品以上、皆勅授」と記すように、勅授という形式を採らずに散官六品以下の官人に五品以上の職事官を授ける際の方式である。これを簡潔に表記すれば「勅授外応授五品以上」となり、この規定を日本令用語に翻訳すれば「勅授外応授五位以上」となる。この規定は発日勅事項を勘案して作られたと

いった体のものではなく、発日勅事項そのものでしかない。しかも日本での実効性を考慮しているとは思えない形式的な継受である。このように純然たる発日勅事項が、機械的に論奏事項に入れられているとすれば、他の「増減官員」「廃置国郡」等が、唐の発日勅事項だからという理由で、慎重に大宝令の論奏事項から除外されたとは考えがたい。もとより古記に見えないことは大宝令文に無かったことの証明にはならない。むしろ著者と森田悌氏の指摘を活かして、廃置国郡も増減官員も、ともに大宝令論奏事項に掲げられていたと考える方が自然である。とすれば養老二年の参議の論奏署名参加を、養老令の編纂と絡めて考える論旨展開は再考を要しよう。

ただ、ここに述べたことは、著者が養老二年の参議の論奏署名参加を、養老令の編纂、なかならず公式令論奏式条の改訂と絡めて意義づけようとする点に対する疑問であり、養老二年の論奏署名参加が、参議の議政官としての成長の一つの画期であったとする論旨は、これを認めるに吝かではない。

第四章は、続日本紀と他の一次史料等によれば、「参議」号が天平十七年前後より職名として用いられるようになり、徐々にその使用が一般化していったように見えるのに、続紀の任用記事や薨卒伝では、天平元年二月以前に「参議」号が成立していたように窺えるという矛盾を、広狭両義の参議を想定することで解決しようとしたもの。即ち大臣を除き知太政官事や大・中納言を含む議政官を指して参議と称する用法が、公卿補任・万葉集・武智麻呂伝に見出せることを指摘し、こういった大臣・参議の分け方は、大臣・大夫という古い関係を継承したものであると解した上で、

養老二年の論奏署名参加や天平後半の「知太政官事」号の確立といった状況を踏まえて、広義の参議から次第に狭義の参議が析出され、専ら狭義の参議を指して参議と呼ぶようになり、こういった推移を背景にして、兼官表示などに限られるとはいえず、職事官扱いを受けるようになったという理解を示している。かつて納言以下狭義の参議までを含む広義の参議号が存在したことを具体的に証明し、その理由を当該地位が大化前代に大臣のもとに置かれていた大夫を継承した面があることに求めた点は、卓見であろう。また参議は当初より正式な恒常的地位であるから、正官化という議論が成り立たないとするのも、論理的必然として首肯される。

第五章では、参議の職事官化を求めた元慶六年の式部省の奏状を厳密に解釈し、特に公卿補任以下の諸史料に見える「賜兼字」の意味を正確に説明しつつ、当該奏状に依拠して参議を宣旨職の範疇に入れることは誤りであり、むしろ当時は除目官扱いと見るべきであることを明快に論じている。

第六章は、前章で依拠した奏状についての、関連史料を博搜して加えた懇切な解説を中心とするが、第一部の終章に相応しく、参議の一般議政官化の過程が振り返られている。即ち、参議の職掌は、初めは口頭で国政審議に参加することのみであったが、論奏への参加などを通じて他の議政官に大きく近づき、これと併行してこの地位に対して食封も設定され、やがて参議号が自然定着的に成立する。かくして、他の議政官と同様に、参議という官職に除目で任じるといった形式が採られるようになり、致仕参議の食封も他の議政官の職封同様に減半されるようになる。このような参議の一般議政官化に伴い、参議の職事官扱いがもたらされ、実

際大同年間に觀察使が設けられた前後には、「議政官が全体として等質化した」（二二六九頁）が、ただ「参議は事実上一般議政官化——職事官化しながらも、本官を有する者が任命される地位である点はついに変わることがなかった」（二二七一頁）と。

評者が遂に最後まで納得できなかったのは、参議の行く末を「一般議政官化してゆき、やがてこの時期以降に出現する同質な「公卿」という階層の中に埋没してゆく」（結論三六七頁）と見通す点である。この見通しを基本とする故に、例えば、参議が職掌拡大後もついに職事官とはなりえなかったことが、弁官に対する宣言を慣行的に避けた理由と憶測されたりしているが（三章一二九頁）、参議の職掌に納言同様の宣言が含まれるようになったとの理解は前述のように承服しがたいし、また参議は大祓など一部行事の上卿として弁以下を指揮しうるので、参議は弁官と指揮命令系統を樹立できないという主張にも素直には従えない。参議が宣者にならないことについて、職事官にならなかつたからとか、「慣行」とかで説明するのではなく、参議とはそもそもそういう地位なのだと説明する方が単純明快である。平安時代において官奏に候待できるのは中納言以上の一部であり、参議にはできない。参議には奏宣の権が付与されていないからである。また弁官の申政の際には、申一上雑事と申大中納言雑事はあるが申参議雑事はない。参議には公卿聽政の場での決裁権が最後まで認められないのであり、参議が官符の宣者にならないのはこれに対応している。つまり、参議は公卿のひとりとして弁官申政に立ち会う立場ではあるが、それ以上ではないのである。そもそも参議は、左経記寛仁元年八月十六日条に「駒牽」左大将雖被_レ参入へ他

上・宰相不参」（ここの上は公卿、宰相は参議を指す）、為房卿記寛治六年正月十二日条に「左右両府被_レ参入、其外上達部不参、執筆左大弁」（時に左大弁大江匡房は参議でもある）とあるように、公卿に数えられないことすらある。しかしその一方で、本朝世紀承平五年六月五日条に「此日、中納言藤原扶幹卿着_レ左衛門陣座。而参議不参。仍無_レ政」（この類の記事は本朝世紀に頻出する）、あるいは時範記承徳三年二月十一日条に「京書云、今日列見延引、依_レ無_レ参議也」とあるように、参議が立ち会わなければ公卿聽政を含むいくつもの行事が成立しないのである。こういった参議の地位を一般議政官の一つとしてしまつては、参議の特質を究明したことにはならないだろう。むしろ研究はかかる参議の在り方から始められなければならないのではなからうか。参議の展開過程を論じる際には、議政官の組織論が不可欠であり、特に政務処理手続きの中での参議の位置づけこそが重要なのであつて、職事官になつたか否か、どのように、そしてどの程度職事官に近づいたかという問題の立て方では、先のような面での参議の特色は、初めから捨象されてしまつたろう。だからこそ「一般議政官」という言葉が、議政の場そのものについてのイメージを提供することなく、安易に用いられてしまつたのではなからうか。本書では、参議制の展開に関する基本的な史料の発掘・検証と、その正確な読解に基づいた慎重な議論が組み立てられている。その過程において、従来通説化していた幾多の先行研究は乗り越えられ、多くの場面で妥当な理解が導き出されている。そういう意味で、今後長きに涉つて、参議に関する基本書とされるであろうことは間違いない。ただ惜しむらくは、論点そのものが先行研究

によつて粹をはめられ、縛られてしまつてゐる憾があり、その意味では、参議の研究が積み重ねられていく余地が、十分に残つてゐるようにも思ふのである。(A5判 三七〇頁 索引六頁 吉川弘

文館、一九九八年三月、八〇〇〇円)

(九州大学文学部教授